

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人富山国際学園
②設置大学名称	富山国際大学 ／ 富山短期大学
③担当部署	総務課 ／ 総務課
④問合せ先	076-483-8000 ／ 076-436-5146
⑤点検結果の確定日	2026 年 6 月 24 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 6 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tuins.ac.jp/about/disclosure/ ／ https://www.toyama-c.ac.jp/info/outline/edures.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

—

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
	該当なし

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
	該当なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念・教育目的について、学則、大学ウェブサイト、学生便覧・学生のしおり等を通じて明示し、学生をはじめとする多様なステークホルダー及び社会に対して周知を図っている。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与」の方針、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の三つのポリシーを策定・公表するとともに、学部・学科レベルで具体化し、自己点検・評価を通じて継続的な改善に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長、副学長、学部長、学科長等及び運営会議・教授会の権限と役割を学則及び関係規程において明確に定め、教学に関する重要事項については教授会等の意見を聴き学長が決定する体制を整備している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	委員会等に教員及び事務職員が参画し、適切に分担・協力・連携できる体制を整えており、教職協働による教育研究活動等に努めている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する基本方針等を定め、計画的に研修を実施することで、教職員の教育力及び組織運営力の向上を図っている。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学生数の推移や財務状況、学園を取り巻く環境動向等を踏まえ、具体的な改革内容等を盛り込んだ中期事業計画（令和 6(2024)～10(2028)年度）を、評議員会の意見を聴き、理事会で審議した上で、決定・公表している。
実施項目 １－２②	説明
計画実現のための進捗管理	自己点検・評価を通じて中期事業計画の実現に向けた各種事業の進捗状況を確認・公表するとともに、年度ごとの事業計画案及び予算案の立案を通じて、必要に応じ改善を行う体制を整備している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会の要請を踏まえた教育課程を編成し、地域社会に貢献できる人材の育成に取り組むとともに、公開講座や出講プログラム等を通じ、学びの機会を提供している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	自治体や地元企業、地域団体等との連携を通じ、地域課題解決型の事業や実習活動等を展開し、教育研究活動の成果を社会へ還元するなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	障がい学生支援規程及び同支援委員会をはじめ、学生の多様な背景に配慮した修学支援体制を整備するとともに、研修を実施するなど、多様性を受容する体制の充実に努めている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員、学内委員・役職者への登用等について ジェンダーバランスに配慮し、多様な視点を大学運営に反映できる体制づくりを進めている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、選任方法を寄附行為に明確に定め、適切かつ透明性のある選任を行っている。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び評議員会の職務・運営等を寄附行為に明確に定め、相互に連携・牽制が機能する体制を構築している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対し、経営改革に係る特に重要な案件については個別の説明を実施するなど対応しているところであり、今後も必要な情報の提供や研修機会の確保に努めることとしている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準等を寄附行為に明確に定め、適切かつ透明性のある選任を行っている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査規則において監事及び会計監査人と内部監査部門との連携について掲げ、監査計画・結果等についての情報共有・意見交換を行うなど、監査機能の実効性を高めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査が行えるよう、監事に対し必要な情報の提供や意見交換を実施している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性、構成割合等を寄附行為に明確に定め、適切かつ透明性のある選任を行っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	理事会及び評議員会の職務・運営等を寄附行為に明確に定め、相互に連携・牽制が機能する体制を構築している。【再掲（実施項目 3-1②と同じ）】
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、経営改革に係る特に重要な案件については個別の説明を実施するなど対応しているところであり、今後も必要な情報の提供や研修機会の確保に努めることとしている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程及び災害対応マニュアルを整備するとともに、総合防災訓練を実施するなど非常時に備えた体制を整備しており、今後事業継続性の確保も含め法人運営の一層の適正化を図ることとしている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	倫理綱領や不正行為の防止に関する規程等を定め、コンプライアンス研修を実施しているほか、公益通報の窓口を設置し、法令等遵守を徹底するための体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトにおいて学校教育法施行規則に基づく教育研究活動等の情報公開を積極的に行うとともに、法人ウェブサイトでは個人情報保護方針を掲示しその適正な管理と保護に努めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ウェブサイト等を活用し、見やすく分かりやすい情報提供に努め、ステークホルダーの理解促進を図っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
	該当なし